

地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望

地方分権推進法のもとに行われた今般の地方分権改革は、地方分権推進委員会等の尽力により、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮小を中心として行われ、地方自治の歴史に残る画期的なものであった。

しかしながら、地方分権改革の前途には、去る6月の地方分権推進委員会最終報告においても示されているように、国から地方への税源移譲等による地方税財源の充実確保方策の具体化や、更なる権限移譲等、数多くの課題が存在している。

地方分権の推進については、去る7月に地方分権推進委員会の後継機関として地方分権改革推進会議が発足するなど、新たな段階を迎えたところであるが、各都市が個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、一層の地方分権の推進による都市自治の確立が不可欠である。

よって、国は、地方分権の真の定着のため、次の事項について積極的かつ適切に対処されたい。

- 1．住民に身近な事務を中心とする更なる権限移譲と必置規制・関与等の見直しを行うとともに、早急に国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図ること。

なお、具体的な権限移譲を行う場合には、当該移譲事務について事前に業務内容等についての正確な情報を提供するとともに、十分

な準備期間が確保できるようにすること。

2．市町村合併は、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を与えることから、社会的、経済的事項等地域の実態を踏まえた上で、関係市町村や地域住民の理解のもとで、自主的・主体的に行われるよう十分に配慮すること。

3．国からの法定外公共物の譲与については、申請手続の簡素化等、事務負担の軽減を図るとともに、所要の財政措置を講じること。

また、譲与後における財産管理、機能管理の事務量の増大に対し適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

公務員制度改革に関する要望

地方自治の適正かつ効率的な運営を確保するに当たって、地方公務員の身分取扱い、給与、服務等の基本を定める地方公務員制度は最も重要な制度の一つである。

現在、国において行政改革の一環として検討が進められている公務員制度改革は、国家公務員の一般の行政職員を念頭に置いたものであるが、地方公務員制度については、地方自治の本旨に基づき、地方公務員の実情を十分勘案しつつ検討が行われていくことが必要である。

よって、国は、今後の地方公務員制度改革の検討に当たっては、地方公務員制度が準ずることとされている国家公務員制度の見直しの具体的内容について早期に明らかにするとともに、地方公務員制度については国と異なる事情が種々あることから、見直しの過程においては、直接の当事者である地方公共団体の意見を随時聴取すること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

阪神・淡路大震災を教訓として、都市自治体は大規模災害に対する防災対策等の一層の充実強化の推進等が強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を早急に講じられたい。

- 1．地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業を着実に推進するため十分な財政措置を講じるとともに、同法による地震に関する調査及び研究を引き続き推進すること。

また、大規模地震対策特別措置法による地震防災対策強化地域の指定を的確に行うこと。

- 2．防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式ポンプ、防災無線等の消防・防災施設整備及び設備整備に対する財政措置の充実強化を図ること。
- 3．災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、災害時の自治体の応急体制が円滑に遂行できるよう体制の確立等必要な措置を講じること。
- 4．被災地に対する迅速な支援を講じるため、被災者生活再建支援法の適用要件の緩和や支給限度額の引き上げ等国の被災者支援制度をさらに充実すること。
- 5．阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受けた被災自治体の復興対策について今後も十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

情報化施策の推進等に関する要望

近年、我が国においては、住民ニーズの多様化、あるいは情報通信機器の発達により、行政サービスの広域化、高度化、手続きの簡素・効率化が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．電子自治体の実現に向けた申請・届出等手続のオンライン化の導入について、組織・個人認証等の制度面、技術面の確立を図るとともに、行政事務の効率化に資するソフトウェアの開発・普及等、支援事業の充実とさらなる財政措置の拡充を図ること。

また、総合行政ネットワーク等の構築について、パソコン、システム等の基盤整備に必要な経費に対し十分な財政措置を講じること。

- 2．情報通信技術の急速な進展に伴い、自治体間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。特に高齢者や障害者が利用しやすい機器の開発や導入の促進等、ITの利便性を享受できる情報通信環境を整備するとともに、自治体を実施するIT講習推進事業について適切な財政支援措置を講じること。

- 3．NTT 通話区域について、社会経済圏の広域化等を十分に考慮し、利用者の利便性の向上等を図るため、単位料金区域の在り方につい

ての見直しを促進する措置を講じること。

- 4．住民の利便を増進するとともに、行政の合理化に資するための住民基本台帳ネットワークシステムの構築について、その着実な整備促進を図るため、必要なシステムの整備や管理運用等について実態に即した所要の財政措置を講じること。

また、ネットワークシステムに係る個人情報の保護について、制度面、運用面、技術面において未だ不明確な点が多いことから、データの保護等セキュリティの確保に努めるとともに、責任体制の明確化とプライバシー保護に万全の措置を講じること。

- 5．個人情報保護に関する基本法の早期成立に努めるとともに、制度化に際しては個別法の整備と具体的な規制を盛り込むなど、万全の措置を講じること。

- 6．戸籍事務の電算化等を促進するため、機器の導入や保守管理等に要する経費について財政措置の充実を図ること。

また、戸籍情報のネットワーク化に対する取り組みについて財政措置を講じるとともに、システムの早期構築に努めること。

- 7．民間事業者に対し、低廉で多様なサービスの実現を図るため、高速大容量のネットワークインフラ整備を支援するとともに、その整備をより一層推進するために、電気通信事業における施設利用等の制度面の整備を図る等公正競争を一層促進すること。

また、誰もが安心してインターネットを利用できるよう、インタ

ーネット上の違法な情報や有害な情報に対する規制制度の確立等有効な対応策を講じること。

以上要望する。

新・全国総合開発計画等の推進に関する要望

21世紀にふさわしい国土づくりを進めていくためには、地域の活性化を図り国土の均衡ある発展を実現することが必要である。

よって、国は、新・全国総合開発計画等の推進に関し、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造へ転換させるという長期構想に盛り込まれた諸施策の早期実現の推進を図ること。
- 2．地域戦略プラン推進事業について、関係予算の所要額を確保すること。

以上要望する。

北方領土の復帰促進に関する要望

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島のいわゆる北方領土の早期復帰は、日本国民すべての悲願である。

よって、国は、北方領土に関する我が国の基本方針に基づき、引き続き、強力な外交交渉を行い、北方領土の復帰促進を図ること。

以上要望する。

外国人登録の改善に関する要望

外国人登録について、本邦在留外国人の人権の擁護と負担の軽減を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．外国人登録制度について、「外国人登録法の一部を改正する法律」により、在留外国人の負担軽減及び事務処理の簡素化等が図られたところであるが、更なる改善に向けて、国会における附帯決議を踏まえ、次の事項について抜本的な改善措置を講じること。

- (1) 外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止
- (2) 各種義務年齢の引上げ
- (3) 罰則規定の一層の緩和
- (4) 代理申請の一層の緩和
- (5) 永住者・特別永住者に対する「国籍の属する国における住所又は居所」「旅券番号」「旅券発行年月日」の登録義務の廃止

2．外国人登録原票の写しの交付について、原則非公開であるが、外国人登録法第4条の3第4項及び法務省入国管理局の外国人登録事務取扱要領の規定により、国の機関又は地方公共団体が 請求者の氏名及び住所又は居住地 請求に係る外国人の基本的な定事項 請求内容 職務上の請求理由を明らかにし交付請求をした場合は、これに応じることとなっている。しかし、外国人登録原票には、多数の個人情報記載されており、正当かつ具体的な理由のない交付請

求に対する開示を行うことは、在留外国人の人権を侵害しかねない問題である。

よって、国は関係機関の交付請求については、必要とされる最小限の範囲の開示を請求することとし、その請求趣旨については、具体的に明示することを徹底するなど実施基準の適正な運用と関係機関に対する周知徹底を図ること。

以上要望する。

地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、平成12年度から「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法などの事業促進策が導入されたところである。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、補助対象の改善、外部委託の対象地域の要件の緩和など、実態に即した施策の改善・充実を図ること。

以上要望する。

郵便官署における公金収納取扱の改善に関する要望

郵便官署における公金収納取扱いについては、公金収納手数料や公金振替処理日数において、今なお民間の金融機関と大きな格差がある。

よって、国においては、公金収納手数料及び公金振替処理日数について更なる改善を図ること。

以上要望する。

認可地縁団体の不動産登記事務の改善に関する要望

平成3年4月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、市町村長の認可を受けた地縁団体に法人格が与えられ、地域的共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有できることとなった。これにより、それまで共有名義又は個人名義にせざるを得なかった不動産登記が法人名義で登記できることとなった。

しかし、共有又は個人名義から法人名義に権利移転登記を行う際、所有権者が数世代溯る場合においては、相続人の追跡調査や承諾を得るために多大な労力を費やし、さらには、全ての相続人の承諾が得られなければ権利移転登記ができないという問題を生じている。

よって、国は、地方自治法第260条の2に規定されている趣旨を十分に踏まえ、認可地縁団体における登記事務の改善と権利移転登記の円滑な遂行が図れるよう、法改正等の必要な措置を講じること。

以上要望する。

選挙事務の改善に関する要望

「投票時間の拡大」や参議院議員選挙での「非拘束名簿式比例代表制」等の実施により、投・開票事務に従事する職員の負担が増加している。

よって、国は、選挙事務に関し、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．投・開票事務に従事する職員への負担が過度とならないよう適切な配慮をすること。
- 2．投・開票事務の負担軽減のため、電子投票の早期実用化を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

公益法人等への派遣職員の共済制度等の 適用に関する要望

来年4月1日施行の「公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律」における職員の派遣に対し、共済制度等の適用において、不利益が生じないよう、適切な措置を講じること。

以上要望する。

戸籍の再製に関する要望

第三者による虚偽の届出に基づいて養子縁組、婚姻等の戸籍の記載がされ、その後その記載が訂正された場合においては、関係人の申出により、虚偽の届出に基づく戸籍の記載及びその訂正に関する記載を移記しない方法により戸籍の再製が行えるよう措置を講じること。

以上要望する。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．地方分権の進展に伴う都市自治体の役割の高まりを視野に入れつつ、地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、所得税から個人住民税への、また、消費税から地方消費税への税源移譲等を含む抜本的な税制改正を早期に進め、都市税源の充実強化を図ること。

また、いわゆる環境税制を導入する際は、環境対策に係る都市自治体の果たしている役割及び財政負担を勘案し、地方税とすること。

- 2．税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税源措置等により補てんすること。

- 3．市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、また、安定性と伸張性を有する極めて重要な税であることを踏まえ、その充実を図ること。

また、株式等譲渡益課税については、国・地方を通じる課税の適正化を図るため、申告分離課税への一本化を確実に行うこと。

- 4．法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、法人住民税の充実確保を図ること。

また、法人事業税の外形標準課税の導入を早期に実施するとともに、導入に当たっては法人住民税等関連する税制の取扱いについても十分配慮すること。

- 5．法人税における連結納税制度の導入に当たっては、法人住民税については、現行と同様、単体納税を維持すること。

また、法人税の減収により地方財政に影響が生じる場合には、地方税の充実などにより適切な補てん措置を講じること。

- 6．固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保を図ること。

また、税負担の公平性を確保する観点から負担水準の均衡化を図ること。

- 7．ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要もあり、貴重な財源であることから、現行制度の堅持はもとより、その充実強化を図ること。

- 8．特別土地保有税については、土地の有効利用を促進する税制として重要な役割を果たしており、また、都市の貴重な税源であることから、現行制度を堅持すること。

- 9．事業所税については、都市環境の整備を推進するための重要な財源であることから、現行制度の堅持はもとより、その充実強化を図ること。

- 10．軽自動車税は、自動車税との負担の均衡等に配慮し、税率の引上

げを図ること。

また、原動機付自転車については、課税のあり方について実態に見合った見直しを行うこと。

11．長期間にわたって税率が据え置かれている定額課税については、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、その税率を引き上げること。

12．税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税の非課税措置及び課税標準の特別措置については、引き続き見直しを図ること。

13．電子申告システムの検討に当たっては、市町村の実態を十分考慮し、納税者の利便性、事務の効率化に資するシステムとすること。

また、社会保険庁からの公的年金等支払報告、国税庁所管の確定申告データ及び法務省所管の不動産登記データについては、提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、これらのデータ提供については、磁気媒体により行うこととすること。

14．都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、税務執行の効率化を図ることが必要である。

こうした観点から、引き続き、税制上必要な措置を講じるほか、関係省庁・都道府県との税務行政運営上の協力体制を充実すること。

以上要望する。

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な一般財源である。都市自治体においては、行政需要に的確に対応するため、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めているが、地方交付税の総額が著しく不足する事態が続き、地方交付税が都市自治体の安定的な運営を保障する財政調整制度として、将来にわたり十分に機能するかどうか懸念される状態である。

よって、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．都市の財政運営に支障がないよう、地方交付税率の引上げ等により地方交付税の所要総額を安定的に確保すること。
- 2．地方交付税制度の見直しに当たっては、激変緩和等所要措置の経過措置を講じるなど、財政運営に支障をきたさないよう措置するとともに、各都市の地方交付税の算定に当たっては、その実情を的確に反映させること。

また、算定方法の簡素化について、引き続き、その推進を図ること。

- 3．地方債の元利償還金に対する交付税算入率の引上げ及び対象事業の拡大を図ること。

以上要望する。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

また、政府保証制度を活用した公営企業金融公庫による資金供給は、引き続き、確保すること。

- 2．政府資金や公営企業金融公庫資金の高利の地方債に対する借換え及び繰上償還については、これまでも一部措置されているが、それらの見直しを含めた弾力的措置を講ずることなどにより、公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。

- 3．起債対象事業、充当率及び起債許可要件等制度の充実を図るとともに、貸付利率の引下げ、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

また、政府資金の借入について、その申込み時に「固定金利方式」か「利率見直し方式」かを選択できるよう、選択時期の改善を図ること。

以上要望する。

国庫補助負担金の整理合理化等に関する要望

都市自治体の自主性・自立性を高める観点から、国庫補助負担金の一層の整理合理化等を推進するため、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

- 1．地方分権推進計画等に基づき、国と地方の役割分担に即した国庫補助負担金の整理合理化を図り、経費負担のあり方を見直すとともに、地方公共団体の事務として同化・定着している事業に係る国庫補助金を一般財源化する等、一層の整理合理化を積極的に推進すること。

この場合、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、単なる地方への負担転嫁とならないよう、不交付団体も含めた的確な財政措置を講じ、十分な財源確保を図ること。

- 2．国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象、基準数量等については、社会経済の実態に即した見直しを行い、地方超過負担の解消を図ること。
- 3．不交付団体等に対する国庫補助負担金の調整措置を撤廃すること。
- 4．地域の実情に合わせた補助要件等の弾力的運用を図るとともに、補助対象資産の他の用途への転用については、地方の自主性を尊重すること。
- 5．統合補助金化の一層の推進を図るとともに、地方の実情にあった

弾力的運用を図ること。

- 6．国庫補助負担金の交付申請の事務手続等について、簡素合理化を図り、また、事業の執行、資金計画に支障を生じさせることのないよう、交付時期の適正化を図ること。

以上要望する。

ペイオフ解禁後の公金預金の保護に関する要望

都市自治体では、指定金融機関の指定や中小企業等への制度融資に係る預託等に当たっては、地域経済対策の一環として地元金融機関を選択し、公金の保管等に努めている。

平成 14 年 4 月（流動性預金については平成 15 年 4 月）から、ペイオフが解禁され、都市自治体の公金預金についても、預金保険法に基づき保護されるのは元本 1 千万円までとその利息に限られることから、現在、各都市自治体においては、ペイオフ解禁に備えた、公金預金の保護方策について鋭意検討しており、住民生活に大きな影響を与えることのないような体制整備を進めている。

については、国は、公金預金を保護するためにも、金融機関の健全性を確保することはもとより、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報の開示の徹底等を進めるとともに、都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、仮に金融機関が破綻した場合においても、各都市自治体の行政執行に多大な支障が生じることのないよう適切な措置を講じられたい。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営のため、国は、積極的な支援措置を行い、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

1. 財政運営について

(1) 介護保険財政の健全な運営のために十分な支援措置を講じること。

また、国の制度変更による財政影響については、国の責任において負担すること。

なお、財政措置を講じるにあたっては、個々の都市自治体の実態に即した適切な措置を実施するほか、特に地方交付税不交付団体に対しても十分的確な措置を行うこと。

(2) 国庫負担のうち調整交付金（5%）は、別枠とすること。

また、財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

(3) 介護保険制度の実施に伴い、国民健康保険への介護保険料上乘せによる収納率の低下が強く懸念されることから、国保の運営に支障が生じることのないよう収納率低下に対する十分な財政措置を講じること。

(4) 電算システムの運用経費を含む介護保険運営の事務経費について、十分な財政措置を講ずること。

2．低所得者対策等について

- (1) 低所得者についての総合的な対策をこれまでも要請しているが、国の特別対策による自己負担の軽減策が新規認定の低所得者を対象としていないことなどの問題が生じているので、これらを含めて抜本的に検討し、国の制度として、財政措置を含めて総合的統一的な対策を速やかに講じること。その際には、保険料第1段階で生活保護受給者以外の者及び保険料第2段階で所得の状況等から特に生計が困難と認められる低所得者について、サービス利用者負担軽減策の拡充と保険料の軽減を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、その利用者負担も高額になるため、介護保険の利用者負担の減免措置を講じるとともに、その費用は国の負担とすること。

3．介護サービスの基盤整備について

- (1) 市町村老人保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めて基盤整備の推進を図るとともに、十分な財政措置を行うこと。
特に、特別養護老人ホームの整備については、入所申込者数等の状況にも十分配慮した財政措置を行うこと。
- (2) 高齢者を中心とした市民の健康増進を図る介護予防及び生活支援、生きがい活動に係る諸施策の充実を図るとともに、介護予防

拠点整備事業の継続をはじめ施設の整備に対し、必要な財政措置を講じること。

4. 被保険者・1号保険料について

- (1) 介護保険制度の円滑な運営において、財源の安定的確保のため、遺族年金をはじめ老齢・退職を事由とする年金以外の年金についても特別徴収が可能となるようにすること。
- (2) 介護保険施設とならない有料老人ホーム等の特定施設入所者やグループホームに対しても、住所地特例の適用をすること。
- (3) 今後の高齢化率の上昇や基盤整備の推進などにより高額化が予想される保険料算定時においても、保険料水準の高騰を招くことのないよう、必要な措置を講じること。
- (4) 特別徴収対象被保険者が死亡した場合の過誤納保険料の還付は、年金保険者が保険料を還付できるようにすること。また、当面、年金保険者から市町村に対して未支給年金の支給の有無及び相続人について、速やかに情報提供をすること。

さらに、年金保険者による過誤納保険料の還付請求は、これを、早期に行うとともに、請求期限を設けること。

- (5) 年度途中での資格取得や徴収額変更について、速やかに特別徴収ができるようにするなど、特別徴収事務処理の迅速化を図るため、所要の指導を講じること。
- (6) 社会保険庁と地方公務員共済組合連合会の特別徴収事務を統合

し、事務処理の一元化を図ること。

5．要介護認定・介護支援サービスについて

(1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう、認定調査員、認定審査会委員及び介護支援専門員等の研修・育成対策を積極的に推進すること。

また、介護認定審査会の委員報酬については、市町村の設定単価を補助基準に用いるなど、地域性を加味すること。

(2) 要介護認定に関する一次判定ソフトにおいては、痴呆が十分考慮されていないなど問題が多いので早期に改善すること。また、介護認定審査会における二次判定については、痴呆性高齢者の要介護認定も含めより明確な基準を示すこと。

(3) 認定有効期間の原則を現行の6か月から12か月に延長するなど、認定申請、認定調査の効率化等を図ること。

6．保険給付・サービス提供事業者について

(1) 現場において混乱が生じないように、医療保険や他の福祉施策との関係について具体的な運用方法を明らかにし、適正な運用がなされるようにすること。

(2) 在宅でのサービスの利用を高めるため、居宅サービスにおける区分支給限度額のあり方等について検討すること。

(3) 真に施設サービスが必要な者が入所待ちをしていることから、本人の状況等を考慮し、必要な者から優先して入所することがで

きるよう、必要な措置を講じること。

7．介護報酬について

介護報酬の見直しにあたっては、保険料に与える影響等を勘案して十分な対策を講じ、保険者である市町村の意見を尊重すること。

8．その他

(1) 介護保険制度の見直しにあたっては、地方自治体と十分協議するとともに、具体的なスケジュールを早期に提示すること。

また、制度変更等にあたっては、速やかに情報提供を行うこと。

(2) 介護保険制度については、介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料負担、利用者負担等について、これまで以上に積極的な広報を行うとともに、国民にわかりやすい広報を行うこと。

(3) 養護老人ホームの在り方について所要の検討を行うこと。

以上要望する。

廃棄物に関する要望

都市自治体においては、廃棄物にかかる諸問題についてそれぞれの地域の状況に応じて必要な対策を十分に講じていかなければならない。特に、ダイオキシン対策については、国の財政措置の大幅な拡充が必要である。また、発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえ、物質循環を目指した資源循環型社会を構築するため、事業者、国民、国、地方自治体がその責務に応じた役割を担い、排出者責任及び拡大生産者責任を踏まえた総合的な廃棄物対策を推進することが重要である。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. ダイオキシン対策等廃棄物処理について

(1) ダイオキシン類の規制強化に伴う廃棄物処理施設の整備について必要な予算額を確保するとともに、補助制度の拡充を図るなど財政措置の充実を図ること。

また、都市自治体の平成 14 年度新規事業も含め基本計画に対し、積極的な支援措置を講じること。

なお、最終処分場適正閉鎖事業についても、地域の実情を勘案し、必要な措置を講じること。

ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備及び基本計画策定費等について財政支援措置を充実すること。

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づく廃棄物焼却施設の解体工事費に対する助成措置を講じること。

周辺環境整備等について財政措置を拡充すること。

離島を抱えている自治体の実情に配慮し、処理能力が5トン未満のごみ処理施設であってもダイオキシン対策を図るため、国庫補助の対象となるよう採択基準の緩和を図ること。

(2) プラスチック製品の無害化容器への切り替え、環境への負荷の少ない製品開発の促進、廃プラスチック類の減量化・再資源化等、プラスチックごみの発生を抑制する措置を講じること。

(3) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関する広報の徹底、国民の理解を得るような環境整備を図るとともに、国民が安心できる廃棄物処理基準の明確化を図ること。

2. 総合的な廃棄物政策等について

(1) 循環型社会形成推進基本法をはじめとした廃棄物・リサイクル対策関連法の実効性を確保するとともに、事業者責任を強化し、循環型社会構築へ向けた取り組みを強力に推進すること。

また、市町村による循環型社会の構築に向けた取り組みに対し、財政措置を講じること。

さらに、エコタウン事業等の推進のため、ゼロ・エミッション構想推進事業の拡充を図ること。

(2) 廃棄物の有効利用に関する技術開発を推進すること。

また、リサイクル商品のマーケットの確保を図る施策を促進すること。

(3) 循環型社会の構築に向け、根本的なごみの減量化を図るため環境教育の推進を図るとともに、国民への広報を積極的に行うこと。

(4) 家電リサイクル法で再商品化義務が課されていない品目について、リサイクルルートを拡充すること。

(5) 家庭系パソコンのリサイクルについて、リサイクルにかかる費用を製品販売時における徴収とすること。

(6) 乾電池やフロン含有製品など処理困難物の生産及び過剰包装の抑制、事業者負担による回収やデポジット制の導入あるいは環境への負荷を与える製品に対する法的規制を図ること。

(7) 古紙の市場価格の安定化、使用比率の向上を図るための施策を強力に推進すること。

(8) 廃棄物処理センターの建設に対して財政支援措置の拡充を講じること。

(9) 不法投棄の監視など、地方自治体が行う不法投棄防止対策について十分な財政措置を講じること。

また、不法投棄等衛星監視システム等の開発を急ぎ、廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見のための全国的な体制を早急に構築すること。

3. 容器包装リサイクル法について

(1) 容器包装リサイクル法に対応するための施設整備、分別収集に係る費用について財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用については、市町村負担とならないようにすること。

特に、プラスチック製・紙製容器包装について、市町村の負担が増大することのないよう、免責事業者の範囲を狭めるなど、再商品化負担割合の見直しを行うこと。

(3) デポジット制の導入、容器包装使用量の削減、発生抑制のための事業者責任の強化・拡大を図ること。

また、リターナブル可能な同一規格による容器への移行を図ること。

さらに、事業者による自主回収ルート of 拡大を図ること。

(4) 識別表示の徹底を図るとともに、材質表示の実施についても検討すること。

(5) 国の再商品化計画については、市町村における分別収集の実情に即して適宜見直しを図るなど弾力的な運用を行うこと。

(6) 分別収集・リサイクルしやすい製品の開発・製造、再生資源の需要の安定確保などの諸施策を推進するとともに、全国的な啓発活動を行うこと。

(7) ペットボトル分別基準の緩和を図ること。

4．家電リサイクル法について

(1) 不法投棄対策については国・事業者の責任により国民への啓発を行うなど防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国及び事業者において負担すること。

さらに、不法投棄防止対策として、不法投棄行為者が特定できるように、製品の管理システムを確立すること。

(2) 再商品化費用については、製品販売時における徴収とすること。

(3) 指定引取場所について、どの製造業者等のものでも持ち込めるよう、共通のものとするとともに、配置の見直し及び増設を図ること。

(4) 法の趣旨に基づき、すべての特定家庭用機器について小売業者・製造業者等による回収から運搬、再商品化までの完結したリサイクルシステムの実現を図ること。

(5) 使用済み家電製品の再商品化が可能か否かの判断基準をつくること。

5．産業廃棄物について

(1) 産業廃棄物処理について、国の積極的な関与による広域的処理を推進すること。また、都市自治体の公共関与による産業廃棄物処理に対する財政措置を充実すること。

(2) 産業廃棄物の不適正処理に対する規制を強化するとともに、不

法投棄など環境犯罪への抜本的な対策を講じること。

(3) 民間廃棄物最終処分場周辺の市町村による水質調査について財政支援措置を講じること。

以上要望する。

国民健康保険に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

- (1) 国が保険者となって、すべての国民に通ずる医療保険制度へと一本化すること。仮にその早急な実現が困難であれば、段階的な措置として、当面は現在の保険者の組織は存続させながら、医療保険に関する財政を一本化すること。
- (2) 老人保健制度の対象年齢の引上げは、「一本化」に逆行し、国保の負担を一層重くするものであり、行わないこと。
- (3) 国保財政基盤の強化を図るため、国の責任と負担で実効性のある財政措置を講じること。
- (4) 老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率の上限撤廃及び退職者医療制度による負担の見直しは、老人保健制度の対象年齢の引上げに係わりなく実施すること。
- (5) 医療費適正化対策として、老人医療費のみでなく、健康対策強化を含め、医療費全体の伸びを抑え、適正化を図ること。
- (6) 医療内容及び医療費に関する透明性や説明責任を積極的に拡大するための制度を確立すること。
- (7) 診療報酬体系、薬価基準制度の見直しの推進を図ること。

2. 当面の措置及び制度運営について

- (1) 国保運営の困難な状況及び介護保険制度の実施を踏まえ、平成14年度国保関係予算の所要額を確保すること。また、国保財政安定化支援事業、精神・結核の保険優先化に伴う負担増などについて、地方交付税不交付団体を含め十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護保険料上乘せによる収納率の低下が国保の運営に支障が生じることのないよう十分な財政措置を引き続き講じること。
- (3) 保険料（税）負担の公平・平準化を推進するとともに、低所得者の負担増とならないよう配慮すること。
- (4) 保険料（税）収納割合による普通調整交付金の減額算定基準の緩和についてさらに検討するとともに、調整交付金の交付申請手続きの簡素化を図ること。
- (5) 保険料（税）の2割軽減制度の申請主義を廃止すること。
- (6) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- (7) 高額療養費の世帯合算の支給要件を不公平のないように改善すること。
- (8) 子を抱える世帯の負担を緩和するための保険料（税）軽減措置を講じること。
- (9) 保険料（税）滞納者に対する資格証明書の交付の弾力的運用を図ること。
- (10) 介護保険の導入された平成12年度における老人保健医療費拠

出金の精算分については、平成 14 年度において国保保険者の急激な負担増となるため、適切な財政措置を講じること。

(11) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する国の療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。

(12) 老人保健医療に要する経費について、社会保険診療報酬支払基金及び国・県の負担金の概算交付額が当該年度の医療費支弁額を下回ることはないよう適正な交付を行うとともに、前年度精算金の早期交付を行うこと。

3 . 被保険者の資格得喪失等について

(1) 被用者保険の保険者が資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。

(2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことによる過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるようにするなど簡素化を図ること。

4 . 国保被保険者証の I C カード化を検討するにあたっては、他の公的部門のカード化との整合性を図ること。

以上要望する。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．新エンゼルプランをはじめとした保育サービス、雇用環境、母子保健、教育環境、住生活環境の整備等、子育て支援及び子育てと仕事の両立支援施策を総合的・計画的に推進するとともに、財政措置支援の充実を図ること。

2．保育対策について

(1) 家庭の実態や子供の特性に配慮した、多様な保育サービスに対して適切な財政措置を講じること。

(2) 障害児保育対策事業の補助対象児童を拡充し、障害児保育の充実を図ること。

(3) 保育所の職員配置基準を改善すること。また、費用徴収基準を引き下げるなどの見直しを図ること。さらに、保育単価を引き上げるとともに財政支援措置の充実を図ること。

(4) 保育所と幼稚園の一元化について、抜本的・具体的な制度の見直しを早急に進めること。

3．児童の健全育成施策の充実

(1) 児童福祉施設の施設整備及び再整備に対する財政措置の充実を図ること。

- (2) 放課後児童健全育成事業については、地域の実情に即した運営が可能となるよう、運営費及び施設整備費に対する財政措置の充実等制度を拡充すること。また、指導員の処遇改善を図ること。
- (3) 児童手当の充実を図ること。
- (4) 児童扶養手当に係る所得制限限度額の見直しを行うこと。また、権限移譲に伴う地方負担増に対し、財政運営に支障を来たすことのないよう、十分に的確な財政措置を講じること。
- (5) 児童扶養手当支給対象者を父子家庭まで拡大するなど、父子家庭対策を充実すること。

4 . その他

- (1) 乳幼児医療費・妊産婦医療費など医療費にかかる経済的負担の軽減を図ること。
- (2) 人工受精、体外受精等の不妊治療についても保険の対象とすること。

また、不妊治療のための休暇制度の導入を検討するなど、仕事と治療が両立できるように環境整備すること。
- (3) 育児休業給付金を拡充すること。
- (4) 少子化に関して国民の認識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．老人保健福祉について

(1) 市町村老人保健福祉計画の目標達成のために十分な財政措置を講じるとともに、高齢者保健福祉施策の充実を図ること。

(2) 老人福祉施設の整備に対する国庫補助制度について、補助規準単価・補助基準面積の改善及び財政措置の拡充を図ること。

(3) 高齢者対策の充実を図るため、社会福祉施設職員、ホームヘルパー、看護婦及び保健婦等の処遇改善、養成及び確保のための諸施策を展開するとともに、必要な財政措置を講じること。

(4) 老人保健法に基づく保健事業に係る補助単価の改善等を図ること。

(5) 在宅介護支援センター運営事業費の補助基準額の改善を図ること。

(6) 高齢者に対する虐待防止のための実効のある対策を講じること。

2．生活保護基準の級地区分について地域の生活実態に即した改善を図るとともに、生活保護費に係る財政措置の充実を図ること。

3．ホームレス問題の解決のため、自立支援事業の実施などの諸施策を講じるとともに、地方公共団体が進めているホームレス対策につ

いて財政措置を講じること。

また、その実効性を担保するための法的整備について検討すること。

4．保健福祉関係の国庫支出金については、市町村の資金運用に支障をきたさないよう早期支出を行うこと。

5．判断能力が十分でない者の権利・利益の擁護のための支援制度の充実を図るとともに、市町村独自の取組みに対する財政措置を講じること。

6．社会福祉法人等の民間が運営する福祉施設について、設置者が市町村であっても、給与等改善加算費が適用できるようにすること。

以上要望する。

障害者福祉に関する要望

障害者福祉の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．障害者プランについて

(1) 障害者プランに沿った障害者福祉施策の積極的な展開を図るとともに、市町村障害者計画の実施に対する十分な財政措置を行うこと。

特に、精神障害者の自立と社会参加促進のため、就労支援をはじめ、社会復帰・福祉施策の一層の充実を図ること。

(2) 介護保険の実施、社会福祉法、精神保健福祉法の権限移譲などを踏まえた障害者プランの見直しを検討するとともに、市町村の障害者計画の見直しに反映できるよう指針を示すこと。

2．市町村への権限移譲について

(1) 市町村へ移譲される精神障害者の在宅福祉サービス事業に対し十分な財政措置を講じるとともに、職員の養成・確保を図るため、研修の充実等、必要な措置を講じること。

(2) 身体障害児に係る補装具給付事務及び身体障害児・知的障害児に係る日常生活用具給付事務の市町村への移譲に伴う事務経費に対し十分な財政措置を講じること。

3．障害者福祉施設整備等について

- (1) 障害者小規模作業所に対する補助制度を拡充するとともに、対象施設の増加に対応できるよう補助方法を見直すこと。
 - (2) 心身障害児の機能向上訓練に必要な心身障害児通所施設について財政措置を講じること。
 - (3) 知的障害者グループホーム設置を促進するため、既存施設をグループホームに改造する経費及び諸設備整備経費に対する財政措置を講じること。
- 4 . 支援費支給制度への移行に伴う経費について十分な財政措置を講じるとともに、万全の体制で実施できるよう事務内容、基準等を早期に提示すること。
 - 5 . 精神障害者、第 2 種障害者の介護者に対する公共交通機関の運賃等の割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者を対象とした運賃割引の対象を拡大するよう関係機関へ要請すること。

また、年少の肢体不自由児は、保護者等の介護が不可欠であるため、障害の程度が第 2 種障害者であっても第 1 種として適用すること。
 - 6 . 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免措置について 2 級及び 3 級の精神障害者も対象とすること。
 - 7 . 肢体不自由者及び身体機能障害者の日常生活動作を介助する介助犬について法定化等の必要な措置を行うこと。
 - 8 . 精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の判定に際し、国民

年金証書等の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳により障害程度の認定を行うよう改善すること。

9．重度、重複障害者への的確な対応のため、措置費の加算制度を充実すること。

10．重度身体障害者日常生活用具給付等事業の給付対象品目にパソコン及び周辺機器等を追加すること。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．高齢者に対するインフルエンザなど予防接種に係る経費については、実態を踏まえ十分に的確な財政措置を講じること。
- 2．がん検診事業及び母子保健事業に対し適切な財政措置を講じること。
- 3．重度心身障害児・者、精神障害者及び母子家庭の医療費に対する財政措置を講じること。
- 4．小児救急医療支援事業に対する財政措置を充実すること。
- 5．不法滞在外国人の未払い医療費に対する助成制度の充実を図ること。
- 6．寝たきり予防などに必要な地域リハビリテーション施設に対する財政措置を講じること。
- 7．国立病院等の地方自治体等への経営移譲にあたり割引譲渡対象面積の拡大を図るとともに、国による譲渡前整備を充実すること。
- 8．経営の安定化を図ることが必要な不採算診療部門を受け持つ自治体病院があることを勘案し、社会保険診療報酬制度の適正化を図ること。
- 9．地域医療に重要な役割を担う自治体病院に対し地域の実情を踏ま

えた財政支援措置を行うこと。特に、地域救命医療や災害拠点医療など緊急かつ広域的な役割が明確な医療施設の整備費及び運営費に対する財政措置を講じること。

10．資金運用部資金による病院事業債について借換えを認める措置を講じること。

11．規制改革推進の観点も踏まえ、二次医療圏の基準病床数のあり方について検討すること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営と充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．徴収事務など一部国の直接事務化に伴う市町村事務交付金の算定基準を明確にするとともに、財政措置の拡充を図ること。また、国への事務移管について、国民への周知を徹底すること。
- 2．社会保険業務センターから市町村への情報提供システムの構築にあたり、地域の実情に応じた措置を講ずること。
- 3．保険料未納者対策に万全の措置を講じるとともに、国民年金業務推進員について、国において引き続き雇用を図ること。
- 4．無年金者の救済・発生防止のための改善措置及び外国籍の無年金者等に対する救済措置を講じること。
- 5．国民年金に障害基礎年金3級を創設するとともに、支給対象とならない障害者については、保険料の軽減を図ること。
- 6．第2号被保険者から第1号被保険者への異動について、社会保険事務所が自動的に切替を図ること。

以上要望する。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．合併処理浄化槽設置整備事業について

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業について、所要の予算額を確保するとともに、補助単価の改善など補助制度の拡充を図ること。

また、下水道事業計画区域において下水道整備が当分見込まれない地域の合併処理浄化槽の補助に対して、対象条件となる年数を短縮すること。

さらに、維持管理費用に対する財政措置を講じること。

(2) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う老朽化した単独処理浄化槽撤去費に対する財政措置を講じること。

(3) 処理水放流先の確保について、関係省庁間で調整を図ること。

2．自動車公害対策について

(1) ディーゼル車等に対する排出ガス規制の長期目標及び軽油中の硫黄分低減等の燃料改善の早期実現に向け関係業界への働きかけ等必要な対応を図ること。

(2) ディーゼル微粒子除去装置（DPF）の装着義務付け及び低公害車の普及促進を図ること。

(3) 大気汚染の改善状況を把握するための監視体制の充実強化及び

物流手段の分散化など総合的な自動車公害対策の推進を図ること。

3．騒音・振動対策について

(1) 幹線道路の騒音・振動対策について、幹線道路の沿道の整備に関する法律の充実を図るとともに、道路構造の改善など総合的な対策を講じること。

(2) 鉄道の騒音・振動について、在来線等の環境基準の設定を図るとともに、新幹線を含む効果的な対策を促進すること。

4．環境学習を推進するとともに、拠点となる施設整備に対して、財政支援措置を講じること。

5．地域環境総合計画策定事業補助金について、単年度限りの補助とされたところであるが、従来通り複数年補助とすること。

6．火葬場の建設に係る財政支援措置を充実すること。

7．断熱フロンの回収について、事業者等に義務付けること。

8．閉鎖性水域における水質保全に係る行動計画を積極的に支援するとともに、総合保全対策の計画的取り組みを推進すること。

9．貴重な海洋資源であるハードコーラル（固い骨格を持つ珊瑚）の群生に対して、早急な調査の実施と保護対策を講じること。

以上要望する。

化学物質対策に関する要望

人の健康や生態系に対して重大な影響を及ぼす化学物質に対応するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．ダイオキシン類対策について

(1) ダイオキシン類の発生メカニズムの研究及び排出削減対策の取り組みを推進するとともに、住民の不安を解消するため、必要な情報提供を行うこと。

(2) ダイオキシン類に関する環境調査、健康調査等に対する財政措置を講じること。

(3) 有価物を得るための被覆電線等の焼却に対して、規制強化を図ること。

2．環境ホルモン対策について

(1) 環境ホルモンの実態調査及び人体・生態系影響に関する試験研究の一層の促進を図り、その情報提供に努めるとともに、評価基準の設定など適切な対応策を早期に確立すること。

(2) 環境ホルモン実態調査に対する財政措置を講じること。

(3) 環境ホルモン濃度、生体影響の効率的かつ安全・簡易な計測方法を確立すること。

3．PCB対策について

(1) PCB廃棄物について、早急に処理体制を構築すること。

(2) P C B 使用照明器具の早期交換及び P C B 使用安定器の処理にあたっては、必要な財政措置を講じること。

4 . 化学物質毒性評価の事業者責任の明確化及び第三者機関による監視体制を確立すること。

5 . 有害化学物質、重金属による土壌汚染に対して、浄化・除去等を原因者に義務づけるよう法整備を図ること。

以上要望する。

水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び健全な公営企業財政の確保を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地方債について、良質な資金を確保するとともに、償還期限延長及び起債対象範囲の拡大等、一層の改善を図ること。
- 2．水道管路近代化推進事業に対する補助採択基準の緩和など財政措置の拡充を図ること。また、鋳鉄管の増口径化及び鉛管更新事業をはじめ給水管工事についても補助の対象とすること。
- 3．高度浄水施設等整備事業について、所要の予算額を確保するとともに、補助採択基準の緩和など財政措置の拡充を図ること。
- 4．浄水場、基幹管路等の老朽水道施設を近代化するための更新・改築に対する補助制度を創設すること。
- 5．簡易水道等施設整備事業について、補助採択基準の緩和など財政措置の拡充を図ること。

以上要望する。

雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公共施設に総合的雇用情報システムの端末を設置して、求職者に対するサービスを充実すること。
- 2．緊急地域雇用特別交付金事業の継続を図り、対象となる業務の内容、雇用期間等の採択基準を緩和すること。
- 3．新規・成長分野の企業に対する雇用創出のための支援を拡充すること。
- 4．景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされている企業に対して、雇用調整助成金の対象範囲の拡大など、雇用維持のための支援を拡充すること。
- 5．雇用のセーフティネットの充実について
 - (1) 再就職促進のための職業訓練・研修の場を拡充すること。
 - (2) 雇用保険制度の充実強化を図り、訓練・研修期間の延長及び各種給付制度を拡充すること。
- 6．新規学卒者の職業能力の開発、情報提供など人材育成のための施策を講じること。
- 7．季節労働者の通年雇用化の促進を図ること。
- 8．不規則な雇用状態にある登録ヘルパー等の介護従事者について、

雇用安定施策の充実を図ること。

9．シルバー人材センター事業の一層の推進を図ること。

10．雇用・能力開発機構が管理する勤労者福祉施設を地方公共団体に譲渡する場合は、無償とすること。

以上要望する。

公立学校の施設整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公立学校施設の整備予算について、必要事業量を確保するとともに、補助単価の改善など財政措置の充実を図ること。

2．大規模改造事業・耐震補強事業について、補助基本額上限の引上げ、補助対象範囲の拡大など補助制度の拡充を図ること。

また、大規模改造事業の対象とならない小規模な改修に対する財政措置の充実を図ること。

3．学校の安全管理対策の強化に係る施設整備等に対する財政措置の拡充を図ること。

4．学校施設のバリアフリー化を推進するため、児童・生徒の校内移動用エレベーターの設置に係る財政措置について補助対象要件の緩和など一層の充実を図ること。

5．PCB使用照明器具の交換工事に対する補助制度については、補助下限額を撤廃するなど一層の充実を図ること。

6．屋外教育環境整備事業を継続するとともに、補助要件を緩和すること。

7．環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロットモデル事業を継続すること。

- 8 . 学校給食施設整備事業に対する補助基準面積、補助単価の引上げ及び補助対象品目の拡大など補助制度の充実を図ること。
- 9 . 小・中学校の統廃合に伴う用地取得費に対する財政措置の拡充を図ること。
- 10 . 国有学校用地については無償貸付とすること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、さらなる教職員配置の充実を図ること。

(1) 小学校専科教員について充実を図ること。

(2) 中学校免許外教科担任の解消を図ること。

(3) 複式学級解消のため、学級編制基準・教職員定数の改善を図ること。

(4) 帰国子女、外国人子女が多数在籍する学校への配置を充実すること。

(5) 科学教育等を実施するための学校共同利用の教育施設への教員の配置を図ること。

(6) 専任の司書教諭の配置について、小規模校も含めて措置すること。

(7) 学校事務職員、学校栄養職員の配置の促進を図ること。

2．生徒指導体制の充実強化について

(1) スクールカウンセラーの養成を充実し、すべての小・中学校に早期に配置すること。

(2) 心の教室相談員の配置を促進すること。

(3) 専任の生徒指導担当教員を配置するとともに、指導困難校への教員の増員を図ること。

また、生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。

(4) 問題行動を持つ児童生徒に対処するための施設の充実など、関連する諸制度を見直し、実効ある対策を講じること。

(5) 出席停止措置に際し、適切な対応が図れるようにマニュアルの作成等の措置を講じること。

(6) 不適格教員について市町村教育委員会の内申を十分尊重し、任命権者が分限処分を行うよう措置すること。

3．障害児等の教育環境の整備について

(1) 特殊学級の学級編制基準を改善すること。

(2) 通級指導担当教員の充実を図ること。

(3) 重度の障害児が在籍する学級に介助員を配置するとともに、実態に応じた教職員の加配を行うこと。

(4) LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する通級制度を確立するとともに、適切な対応が図れるよう、専門教員の養成、配置の充実を図ること。

4．新しい学習指導要領の実施に向け、地域や学校の創意工夫が生かせる教育環境の整備について

(1) 「総合的な学習の時間」を実施するに当たり、特色ある教育が

展開できるよう、必要な経費について財政措置を講じること。

(2) 小学校への外国語指導助手（ALT）の配置・派遣に係る財政措置を講じること。

(3) 情報教育関連機器整備、教材費に対する財政措置の充実を図ること。

(4) 学校や社会教育施設等においてインターネット上の有害情報へのアクセスを制限し、青少年への悪影響を未然に防止するために必要な措置を講じること。

5 . 就学援助に係る所要の予算額を確保すること。

6 . 進学希望生徒を支援するため、奨学金制度の拡充を図ること。

7 . 教職員の採用にあたり、人物評価を重視する観点から、長期間の現場研修・観察期間を導入するなど制度の改善を図ること。

8 . 義務教育諸学校における教職員の給与費について、現行の国庫負担制度を堅持すること。

特に、事務職員及び栄養職員の給与費等については、国庫負担の対象から除外しないこと。

9 . 教師用教科書について無償給付とすること。

10 . 義務教育諸学校等において児童、生徒または幼児の教育に供しているテレビのNHK放送受信料免除措置を継続すること。

以上要望する。

幼児教育の振興に関する要望

幼児教育の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．幼稚園の運営及び施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- 2．私立幼稚園に係る就園奨励費補助制度を拡充すること。
- 3．幼稚園と保育所の一元化について、抜本的・具体的な制度の見直しを早急に進めること。

以上要望する。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．史跡等公有化助成事業に係る所要の予算額を確保するとともに、用地提供者の譲渡所得に係る特別控除額の引上げ等、税法上の特例措置の充実を図ること。

また、史跡等保存に伴う公共施設移転用地の取得に対し財政措置を講じること。

- 2．埋蔵文化財発掘調査事業に係る原因者負担について法律に基づく制度として明確化するとともに、補助制度の充実を図ること。
- 3．埋蔵文化財センター及び史跡等保存修理に係る所要の予算を確保するとともに、補助制度の拡充を図ること。
- 4．重要伝統的建物群保存地区の貴重な町並みを保存し、次代へ確実に継承するため、地区内の土地及び家屋に係る相続税の減免措置を講じること。
- 5．遺跡や文化財などを電子映像にして記録・保管するための製作費用について財政措置の充実を図ること。
- 6．公民館、公立図書館、博物館など公立社会教育施設整備について老朽化に伴う代替施設整備を含め財政措置の拡充を図ること。
- 7．地域における科学技術の振興を推進するため、ハード・ソフト両

面にわたる総合的な支援施策の充実を図るとともに、国における科学技術に関する基本的施策の策定に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．第8次下水道整備七箇年計画の推進及び継続的な事業推進に必要な国費・事業費を確保すること。
- 2．補助対象範囲の拡大等、国庫補助制度を拡充すること。
- 3．下水道事業債については、政府資金等を確保するとともに、償還期限の延長及び起債対象範囲の拡大等、貸付条件を緩和すること。
- 4．老朽化や機能の低下に伴う施設や管渠の改築更新については、必要な財源の確保に努めるとともに、補助採択要件の緩和等、国庫補助制度を拡充すること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．新道路整備五箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

また、道路特定財源については、地域のニーズを十分勘案し、これを堅持すること。

さらに、地方道路整備臨時交付金事業の拡充やこれに係る起債措置の拡充を図るなど、地方の道路整備財源の充実を図ること。

- 2．幹線道路網の整備について

- (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の幹線道路網の整備に必要な国費・事業費を確保するとともに、早期に事業着工し、完成させること。

- (2) 高速自動車国道など有料道路の整備にあたっては、現行の全国料金プール制度を堅持するとともに、公的助成を拡充すること。

- 3．災害に強い国土構造を形成するため、道路防災対策の促進と代替性の高い道路ネットワークの整備を推進すること。

- 4．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減を図るため、沿道環境改善事業を促進すること。

5．電線類の地中化を促進するため、必要な事業費を確保するとともに、対象の拡大を図ること。

6．道路管理の高度化を図るため、道路台帳の電子化に対する財政支援措置を講じること。

以上要望する。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．第6次都市公園等整備七箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度等を拡充すること。

また、地域の要請等を配慮した、国営公園の選定を行うこと。

- 2．緑地保全事業・近郊緑地保全事業等に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。

また、土地譲渡や緑地保有者に対する相続税等に対する税制上の優遇措置を充実すること。

- 3．生産緑地内での市民農園に対して相続税徴収猶予制度の拡充を図ること。

- 4．都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間が一致するよう、制度改正を行うこと。

また、生産緑地の買取りに対する財政支援制度及び法的措置を講じるとともに譲渡者に対する税制上の優遇措置を拡充すること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．第9次治水事業七箇年計画の着実な推進及びそれに伴う関係予算を確保すること。
- 2．地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備を推進すること。
- 3．河川改修事業の推進及びそれに伴う関係予算を確保すること。
また、河川改修整備の推進を図ること。
- 4．準用河川改修事業に係る国庫補助制度を拡充すること。
- 5．第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保すること。
- 6．土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律が円滑に実施できるよう、対象住民に対する支援措置等を講じること。
- 7．水需要に合わせた水利使用調整等、水利権の弾力的運用を促進すること。

以上要望する。

公営住宅に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公営住宅法第29条第1項及び同施行令第9条第1項による高額所得者の認定基準の引き下げ等、制度を見直すこと。
- 2．公営住宅の譲り受け希望者に対して円滑に譲渡が行えるよう、公営住宅法第44条第1項及び同法施行令第12条等による譲渡処分承認基準を緩和すること。
- 3．公営住宅等供給促進緊急助成事業の対象期間を延長すること。
- 4．住宅地区改良法施行令第12条による改良住宅への入居収入基準を緩和すること。
- 5．公営住宅家賃の設定のため、入居者の収入状況の把握を住民税情報等により行えるよう制度を改善すること。

以上要望する。

公共事業用地の確保に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等税制上の優遇措置を拡充すること。

また、公共用地取得が2ヵ年以上にわたって行なわれる場合の譲渡所得の特別控除の通算適用を図ること。

2．公共事業の推進を図るため市町村等の農地取得制限を緩和すること。

3．土地開発公社の経営健全化にむけて支援策を拡充すること。

4．最終処分場の緩衝地として買収する周辺緑地への税制優遇措置を拡充すること。

以上要望する。

まちづくり等に関する要望

まちづくりの推進等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．中心市街地の活性化等について

(1) 中心市街地活性化対策を強力に推進するため、中心市街地活性化対策関連予算を確保するとともに、都市等の取組みに対する総合的、効率的支援策を講じること。

また、大規模小売店舗立地法等関連法及び関係の制度の運用については、地域の実情を踏まえた弾力的な制度運営を図ること。

(2) 中心市街地整備推進機構(TMO)に係る施策を拡充するとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

2．都道府県が定める都市計画等については、市町村自ら定められるよう関係法令の改正を図ること。また、都市計画に関する基礎調査に係る経費については、必要な財政措置を行うこと。

3．土地区画整理事業に対する財政支援措置の拡充を図るとともに、税制優遇措置の拡充を図ること。

また、組合土地区画整理事業に対する財政支援措置の拡充を図ること。

さらに、地区計画に対する財政支援措置の拡充を図るとともに、税制優遇措置を講じること。

- 4．街路事業に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。
- 5．良好な都市景観形成のため、屋外広告物を適正に規制が行えるよう制度改正を図ること。
- 6．地方自治体の主体的なまちづくりに対する制度の充実及び地域的特性に対応するために必要な財政支援などの措置を講じること。
- 7．開発型インターチェンジの建設を行った第3セクター対し、支援措置を講じること。
- 8．公共事業工事の平準化の促進を図るため、国庫債務負担行為の活用等弾力的な措置を講じること。
- 9．宅地造成等規制法における、宅地造成工事規制区域の指定等の権限拡充を図るため制度改正を行うこと。
- 10．高速道路、河川、港湾等公共事業においては、地域の実情を配慮しつつ国の責務において推進すること。

また、事業の見直しにおいても、地域の実情を十分に考慮し、実施済み部分の事業効果が発揮されるよう個別に検討すること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．食料・農業・農村基本法並びに同基本計画に基づく施策等の推進について

(1) 食料・農業・農村基本法並びに同基本計画に即した諸事業が積極的に推進できるよう、必要な予算を確保すること。

(2) 国民が安心して消費できる安全な農畜産物供給体制を強化すること。

(3) 農業経営の体質強化のため、後継者の育成・確保、新規就農者並びに担い手への支援対策等を充実すること。

また、農業経営所得安定対策を早期に実施すること。

(4) 農業に対する地域住民の理解を深め、都市住民の多様なニーズに対応するため、農業公園の設置や市民農園等の事業を推進に係る税財政措置を拡充すること。

2．農林水産物の国際価格競争に対応するため、農業生産技術の開発を推進し、安定的に消費者に農産物を供給できるよう国内生産が確保できる生産体制を拡充すること。

また、緊急輸入制限措置（セーフガード）の発動にあたっては、消費者に与える影響を勘案しつつ、機動的、効果的に発動できるようにすること。

3．WTO交渉にあたっては、日本提案の実現を目指すこととし、ア

クセス数量の適切な制定等、総合的な国境措置をすること。

- 4 稲作経営安定対策の補填基準価格を現行水準で維持するとともに、収益性の高い転作作物の積極的な導入・拡大を図ること。
- 5 家畜排せつ物適正処理施設整備に係る事業費枠を拡大し、採択基準の緩和等、財政支援措置を拡充すること。
- 6 農業生産基盤整備事業に係る農家の負担を軽減するため、効率的な事業計画を策定するとともに、財政措置の拡充を講じること。
- 7 米の生産調整にあたっては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の理念を踏まえ、円滑に推進できるようにすること。

また、事務の簡素合理化を図ること。

- 8 森林の水源涵養機能などの多面的機能にかんがみ、保全整備に係る財政支援措置を拡充すること。
- 9 水産業の振興について
 - (1) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに民間漁業交渉に対する支援を強化すること。
 - (2) 水産業の経営安定の確立等を図ること。
 - (3) 領海域における操業許可問題についてわが国の主権が侵害されることのないよう、解決を図ること。
 - (4) 漁業系廃棄物の処理対策並びに資源化に関する調査研究の推進と事業化促進を図ること。

以上要望する。

牛海綿状脳症（ B S E ）対策に関する要望

畜産業並びに食肉関係事業の健全化及び食の安全性の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．各機関の連携による B S E の感染ルート及び発生原因を徹底究明し、発生防止並びに安全確保に万全の措置を講じること。
- 2．消費者等に対して正しい知識を普及し、食肉検査等の情報を的確に提供すること。
- 3．B S E 検査を円滑に推進するため、B S E 検査機器等に対する財政措置の拡充並びに地域の実情にあった検査体制の充実確保を図ること。
- 4．と畜場設置者の行う施設の緊急整備に対して支援を行うこと。
- 5．危険部位、肉骨粉の焼却処理について、効率的かつ安全な方法を明確にし、適切で恒久的な処分措置を提示すること。
- 6．B S E 検査前牛肉の緊急保管に対する支援措置を拡充強化するとともに、牛肉の円滑な流通を確保すること。

また、新たな肉用牛経営安定対策について、必要な予算を確保し、生産者の負担を軽減するとともに食肉関連事業者に対する経営安定対策を早期に実施すること。

- 7．家畜個体識別システムの法制化等総合的な家畜衛生対策を早期に

実施すること。

8 . B S E 関連対策について地方財政措置を図ること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

(1) 公共交通事業者等に対する整備促進指導を行うとともに、バリアフリー施設の整備促進に必要な予算を確保すること。

(2) 鉄道駅舎の総合的なバリアフリー化を図るため、バリアフリー施設整備の補助対象範囲を拡大すること。

2．整備新幹線について

(1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の調査を実施し、早期に着工すること。

(2) 建設に伴う地域の負担について適切な財政措置を講じること。

(3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

3．軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の早期実用化を推進すること。

4．鉄道の整備促進について

(1) 主要幹線鉄道、都市鉄道的高速化、複線化、路線延長及び地方鉄道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。

(2) 新幹線整備後の並行在来線の経営分離に伴う第三セクター鉄道の安定的経営に必要な支援措置を講じること。

(3) 地域社会の形成及び生活交通確保のため必要不可欠な鉄道路線については、特段の財政支援措置等を講じること。

また、地方鉄道の維持存続を図るため、鉄道整備等のあり方について検討を行うこと。

(4) 鉄道整備を含む一体型土地区画整理事業については、積極的な財政支援措置を図ること。

5. 地方バス路線等維持対策について

(1) 地域住民の生活に密着した地方バスの運行を維持するための補助制度の拡充並びに生活交通線確保のための地方自治体施策に対する財政措置の充実を図ること。

(2) 地方公共団体等が運行する各種バス路線に対して財政支援措置の拡充を行うこと。

また、運行形態の多様化が図れるよう道路運送法の規制の緩和を講じること。

(3) 離島等に対する安定した生活航路の確保施策の推進を図ること。

6. 港湾・海岸の整備等について

(1) 港湾整備七箇年計画及び海岸事業七箇年計画を着実に推進するため、必要な国費及び事業費を確保するとともに、税制及び金

融上の優遇措置の拡充を図ること。

(2) 世界高水準の港湾競争力を確保するため、大水深国際コンテナターミナル拠点の整備及びPFI事業のさらなる推進を図ること。

また、港湾関係手続きのワンステップ化及び24時間フルオープン化の推進を図るとともに、コンテナ埠頭利用負担の軽減を図ること。

(3) 地域の産業競争力を支える多目的ターミナルの着実な整備を推進するとともに、臨海部の再生及びみなとまちづくりの整備に必要な国費及び事業費を確保すること。

(4) 港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築、廃棄物海面処分場の整備及び港湾・海岸施設のバリアフリー化の整備に必要な国費及び事業費の確保すること。

(5) 老朽化等により機能低下した海岸保全施設の抜本的な改修(平成の大改修)に必要な事業費の確保を図るとともに、ソフト面の対策を一体的に推進すること。

7. 第7次空港整備七箇年計画を着実に推進するため、国費・事業費を確保するとともに、地域拠点空港及び地方空港の整備等を促進すること。

8. 交通渋滞解消について

(1) 交通需要マネジメント(TDM)施策並びに高度道路交通シス

テム（ITS）施策を推進すること。

（２）ボトルネックとなっている踏切道の除去・改良を促進するため、必要な予算を確保すること。

９．自動車及び自転車対策について

（１）鉄道事業者等の自転車駐車場の設置について、実効ある施策を推進するとともに、施設整備に要する補助制度の充実を図ること。

また、撤去された自転車の回収制度が確立されるよう関係業界の指導を行うこと。

（２）自動車駐車場の整備を促進するための施策を充実し、補助制度を拡充すること。また、違法駐車対策を強力に推進すること。

（３）交通事故防止のため、四輪車を含む全車両の前照灯昼間点灯走行を義務付けること。

以上要望する。

地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興や雇用促進等地域経済の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．景気の本格的回復を目指すため、有効な経済対策の推進を図ること。

また、新事業創出促進法に基づく施策の強力な推進等を図ること。

2．中小企業振興等の対策について

(1) 中小企業経営を安定させるため中小企業関連施策の強力な推進を図るとともに、関係予算の確保を図ること。

(2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。

(3) 中小企業投資促進税制については、期間の延長、税額控除率の引上げ等の充実を図ること。

3．地域経済の自立的発展を促進するために、政府系金融機関による良質な資金の確保等を図ること。

4．PFI手法の導入を促進するため、同事業に対する財政支援措置を拡充すること。

5．地球環境の保全とエネルギーの安定供給のため、新エネルギーの導入に伴う助成措置の充実を図ること。

また、新エネルギーによって得られた電力の安定的な販路等を確

立すること。

- 6．公営競技（競輪、競艇、オートレース、地方競馬）交付金については、各競技を通じて事業収益に応じた負担とするよう見直すとともに交付金の使途についても再検討すること。

以上要望する。

自動車リサイクル制度の構築に関する要望

実効ある自動車リサイクル制度を構築するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．循環型社会形成推進基本法に規定する「拡大生産者責任」に基づき、自動車製造事業者等が、設計・製造段階からリサイクルしやすい自動車の製造等に自ら積極的に取り組み、使用済み自動車がリサイクルされ、最終的に処分されるまで責任を負うなど、自動車リサイクルの推進において中心的な役割を担うこと。
- 2．国は、円滑なりサイクルが行われるよう、適切な制度を確立するとともに、関連技術の開発促進等を含め、幅広い視点からできる限り民間の努力を助長するよう配慮すること。
- 3．所有者不明の不法投棄自動車については、現在、結果的に市町村が処理せざるを得なくなっているが、「拡大生産者責任」の原則に基づき、自動車製造事業者等の責任によって回収・処理すること。
- 4．自動車リサイクルシステムは、既存の引取り、再資源化等のルートを活用することとし、新たな登録・許認可制度などの創設は避け、可能な限り簡素でわかりやすいシステムとすること。
- 5．リサイクル費用の確実な徴収を期するため、その徴収は、新車においては新車購入時、既販車においては車検時までとすること。

また、徴収されたりサイクル費用の管理は、自動車製造事業者等の責任において行うこと。

- 6．自動車製造事業者等の経営破綻等があった場合においてもリサイクル制度に支障が生じることのないよう、業界全体の連帯責任による対応の仕組みを用意すること。
- 7．リサイクル処理後に排出されるシュレッダーダスト等は、自動車製造事業者等の責任により確実に処理し、一般廃棄物処理施設への持込みは行わないこと。
- 8．二輪自動車（原動機付自転車を含む）は、部品や材料等のリサイクルの可能性、適正処理がなされなかった場合の環境に与える影響が四輪自動車と何ら変わらず、また、不法投棄も少なくないことから、制度の対象とすること。
- 9．自動車登録制度について、一時抹消された車の把握、所有権が移転された時の所有者の把握、新車登録・継続検査時のリサイクル費用納付済の確認等、必要な見直しを行うこと。
- 10．自動車解体事業者や古物商等による使用済み自動車の野積みが発生しており、安全、環境、景観などで大きな問題となっているので、これらの現に存在している野積み自動車については、事業者の責任によって処理させるよう対応策を講じること。

また、新たな自動車リサイクル制度においては、このような事態が発生することのないような制度とすること。

以上要望する。